

重要事項説明書

訪問介護・第一号訪問事業

1. 事業所

法人名 社会福祉法人 蹊仁会
法人所在地 秋田県秋田市桜一丁目4番21号
電話番号 018-887-3066
代表者氏名 理事長 高清水 一善
設立年月日 平成12年11月20日
事業者が行っている他の事業

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

[ケアハウス] (定員 40名)

[通所介護] (定員 25名)

[居宅介護支援事業所]

2. 事業所の概要

事業所種類 訪問介護・第一号訪問事業
事業の目的 介護保険法の理念に基づき、要介護状態または要支援状態または事業対象者である高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

名称 ファミリー園訪問介護事業所
所在地 秋田県秋田市桜一丁目4番21号
電話番号 018-884-3325
管理者氏名 松本 真由美
運営方針 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

開設年月日 平成15年1月1日
交通の便 バス／秋田駅より桜一丁目下車
通常の実業の実施地域 秋田市全域
営業日及び営業時間

営業日	年中無休
-----	------

営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
サービス提供時間	午前 7 時 00 分から午後 9 時 00 分までとする 但し、第一号訪問事業・訪問型サービス A は、午前 8 時から午後 5 時までとし、土曜日・日曜日・年末年始・お盆のサービス提供は行いません。

※ 緊急やむを得ない事情等の場合は、営業日・営業時間以外でも指定訪問介護の提供を行うものとする。

3. 職員体制 当事業所では、ご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

職 種	職 員 数	備 考
1.管理者	1 人	訪問介護員、サービス提供責任者兼務
2.サービス提供責任者	3 人	訪問介護員兼務
3.訪問介護員	20 人	常勤 12 名、(サービス提供者 5 名兼務、管理者 1 名兼務) 非常勤 8 名

4. サービス内容

- (1) 介護保険給付第一号事業支給費サービス・介護保険給付第一号事業支給費対象外サービス。以下のサービスを利用できます。

種 類 内 容

① 身体介護

- [入浴介助] 入浴の介助または、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）等を行います。
- [排泄介助] 排泄の介助、オムツ交換等を行います。
- [食事介助] 食事の介助を行います。
- [体位交換] 体位の変換を行います。
- [通院介助] 通院の介助を行います。
- [自立援助] 自立生活支援のための見守りの援助（自立支援、ADL 向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り支援）

② 生活援助

- [調 理] ご利用者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）
- [洗 濯] ご利用者の衣類等の洗濯を行います。ご家族分の洗濯は行いません。）
- [掃 除] ご利用者の居室の掃除を行います。（ご利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）
- [買 物 等] ご利用者の日常生活に必要な物品の買物等を行います。（預

金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。

「第一号訪問事業」のうち「訪問型サービスA」は、「生活援助」サービスのみを行います。

(2) 交通費

この事業による指定訪問介護に要した交通費は徴収しません。

5, 利用料金

(1) 介護保険給付第一号事業支給費サービス

介護報酬の告示上の額（通常基本料金、特定事業所加算、初回加算の定額、緊急時訪問加算の定額）の1割、または市長の定める額が、ご利用者の負担となります。

但し、介護保険負担割合証2割・3割のご利用者の方は、その額の負担となります。

(2) 介護職員処遇改善加算 24.5%が、1ヶ月の単位数に加算されます。但し訪問型サービスAを利用されている方は「初回加算」のみ該当します。

[料金表一第一号事業]

訪問型サービスAの種類と料金（要支援1～要支援2・事業対象者）

訪問型サービス（Ⅰ）1176円/月

訪問型サービス（Ⅱ）2349円/月 週1回から3回程度

訪問型サービス（Ⅲ）3727円/月 回数払い・287円

訪問型サービス A：220円/回

事業所加算を含む金額

[料金表一要介護]

	20分以上～45分未満	45分以上
生活援助	197円	242円

[料金表一要介護・身体介護]

	20分以上～30分未満	30分以上～1時間未満	1時間以上～1時間半未満
身体介護1	268円		
身体介護2		426円	
身体介護3			624円

[料金表一要介護 身体・生活]

	生活20分以上～45分未満	生活45分以上～70分未満	生活70分以上
身体1・生活1	340円		
身体1・生活2		411円	

身体1・生活3			483円
---------	--	--	------

(1) 介護保険給付第一号事業支給費対象外サービス

介護保険給付第一号事業支給費の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料の全額がご利用者の負担となります。

(2) 利用料の支払い

サービスの利用料金は1ヶ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月15日までに支払うものとします。但し、1ヶ月に満たないサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの時は、下記の料金を頂く場合があります。

ただし、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合や、第一号訪問事業の利用者の場合は、この限りではありません。

ご利用の24時間前までにご連絡を頂いた場合	無料
ご利用の24時間前までにご連絡がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

6、サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

利用者は「4. サービスの内容」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令は全て事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(2) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービス内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(3) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。

います。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付・第一号事業支給費でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合、または基本チェックリストに該当しなくなった場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従事者にたいして本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・ お客様が、ご本人に関わる個人情報、およびサービス提供時の記録等について開示の申し出があった場合は、速やかに対応させていただきます。

7、事故発生時の対応について

事業者は、現に訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡する等必要な措置を講じます。

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

8 「介護サービスの公表制度」について

当事業所の提供している介護サービスについては、公表制度により調査された事項について常時事業所内に掲示致します。

9 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、訪問介護員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 訪問介護員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

10 身体拘束等

- (1) 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行わない
- (2) 事業所はやむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- (3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
- (4) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- (5) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (6) 従業者に対し、身体拘束等の適正化の研修を定期的実施する。

11、ハラスメント対策

- (1) 職務上の地位や人間関係などの職場内の優越的な関係に基づいて、職務の適正な範囲を超える言動により、他の職員の精神的身体的な苦痛を与えたり、就業環境を害することは決して行いません。
- (2) 事業所は、職員の就業環境が害されることのないよう環境整備に努めるとともに、研修会を通じて職員への周知徹底を図ります。
暴力・ハラスメント更衣が利用者やその家族から、職員に対してあった場合には解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

12 衛生管理等

- (1) 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
事業所は当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
事業所は感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者の周知徹底を図る。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (4) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

13 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下を「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

14 苦情の受付について

- (1) 事業所は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。
- (2) 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容を記録する。
- (3) 事業所は秋田市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を秋田市に報告する。

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

【常設窓口】 事業所名 ファミリー園訪問介護事業所
住 所 秋田市桜一丁目4番21号
電話番号 018-884-3325
FAX番号 018-825-0025
担当者 (管理者) 松本 真由美

また、第三者機関による相談・苦情の窓口は次の通りです。

- 秋田県国民健康保険団体連合会
電話番号 018-883-1550
- 秋田市役所介護保険課
電話番号 018-888-5674

- 秋田市役所長寿福祉課
電話番号 018-888-5668

令和____年____月____日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ファミリー園訪問介護事業所

説明者職名 管理者 氏名 松本 真由美 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所_____

氏 名_____ ⑩
(代理人)

住 所_____

氏 名_____ ⑩